

クウェート新外国投資法の概要

2014年2月

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）

ジェトロ・ドバイ事務所

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所がリテン契約に基づき現地法律コンサルティング事務所 Clyde & Co LLP から提供を受けた2014年2月28日時点の情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは筆者の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Clyde & Co LLP は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Clyde & Co LLP がかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課
E-mail：OBA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所
E-mail：info_dubai@jetro.go.jp



本報告書作成委託先：

Clyde & Co LLP, Dubai
Level 15, Rolex Tower,
Sheikh Zayed Road,
PO Box 7001, Dubai, UAE
Tel: +971 4 384 4000
Fax: +971-4-384-4004
E-mail：mero@clydeco.ae



クウェート新外国投資法の概要

クウェートでは 2013 年 12 月 16 日、新たな外国投資法（2013 年法第 116 号（新法））が公布されました。新法第 13 条によると、その実施規則には以下の項目が含まれる見込みです。

- a) 一般原則
- b) 新法で除外されない活動を行う”出資企業”が適切な許可を取得するための申請および登録のための手続きと規則
- c) 提出すべき証拠資料と情報
- d) 申請者が満たすべき必要条件
- e) 許可取得にかかる費用

実施規則は新法の公布後 6 ヶ月以内に発令されるとしていますが、具体的な公表時期については明らかにされていません。

新法において「（投下）資本」の意味するところは、基本的にこれまでと同じで、以下のように定義されています。

＜同法の規定の対象となる投資手段による直接投資を目的として直接利用される資金＞

1. 現金、株式、現地あるいは外国の商業手形（コマーシャルペーパー）
2. 機材、設備、機器および輸送手段、または他のハイテク機器
3. 出資企業による製造に必要な原料、あるいは業務に必要な商品
4. 特許、登録商標、ライセンス、商号、工学設計、技術設計などの無体財産権
5. 本法の規定に則り認可を受けた出資企業に対する直接投資の目的で利用された資本から得た投資利益

次頁以降で、新法の主な規定や留意点を、クウェートでの外国資本直接投資にかかる旧法（2001 年法第 8 号”旧法”）との比較形式にて、表にして取りまとめています。

新法、2013 年法第 116 号	新法と旧法の比較
<p>A) 構成</p> <p>1. 新法は、商工省に報告義務を持つ公共法人“直接投資振興局”（振興局）を設立しました。</p> <p>2. 振興局は、新法が定める期間内に申請手続きを完了させることを目的に、関連政府機関の職員による“ワンストップ窓口”と呼ばれるユニットを設置します。</p>	<p>1. これまで申請手続きに二つの機関が関与したのに対し、一つの機関がすべてを担うことで、手続きにかかる時間の短縮がはかられます。</p> <p>2. 旧法では、商工省が手続きの最終段階で関与したのに対し、手続きの最初から関連政府機関を関与させることで手続き全体の効率化がはかられます。</p>

<p>3. 振興局は、商工省(“MoCI”)と連携して、新法の規定に則り、企業、支店、駐在員事務所への許可発効、取り締まりを行います。</p>	<p>3. このような連携体制がなかったことも旧法が機能しなかった理由の一つと考えられます。MoCIは最近、WLL(有限責任会社)の形態を持つ企業を対象とする新たな手続きを導入しました。これにより手続き期間がおよそ10営業日に短縮され、WLL企業としての投資が促進される見込みです。</p>
<p>B) 申請</p> <p>1. 新法は、下記の範疇に入る企業への直接投資を対象とし、投資許可申請が必要です。</p> <p>a) 商社会社法の規定範疇に含まれるクウェート企業：会社法の原則および規則に則り、外国人は資本の100%まで所有することができます。</p> <p>b) 海外企業の支店：市場および生産調査を目的とし、商業活動あるいは代理店活動を行わない駐在員事務所も含まれます。</p> <p>2. 新法の対象から除外される投資の種類については、国家の総合政策を考慮し、閣僚会議で決定されます。；旧法は、その範疇に含まれる一部の経済部門を具体的に定めていました。</p> <p>3. 認められる投資額、種類、期間、免責は、その性質と以下の基準に応じて判断が下されます。</p> <p>a) 技術の提供 b) 提供される製品およびサービスの質と量 c) 現地および湾岸市場における直接投資の必要性とその割合 d) 輸出の強化 e) 同様の事業あるいは活動を必要とする発展途上地域への進出 f) 環境への好影響 g) 事業あるいは営利活動以外の社会貢献 h) 国内生産品の利用 i) 国内の技術者、専門家、コンサルタント</p>	<p>1. 新法の文言によると、株式会社に限らず、他種類の企業への投資も認められるものと見込まれます。</p> <p>WLL会社の必要資本は通常、株式会社より低いため、投資可能な会社の種類を広げることにより、海外投資家による投資の促進がはかられます。</p> <p>2. 除外される部門は限定されているものの、この変更により、新法の対象は広げられ、幅広い投資家層に機会を与えるものとなるでしょう。</p>

業の利用	
<p>C) 申請範囲</p> <p>1. 旧法に基づき認可を受けた現行の直接投資にも、既得権を侵害することなく、新法が適用されます。ただし、旧法に基づき認められた利益、免責、保証は、新法の施行前に既に認められた権利以上でなければなりません。新法による利得を受けるには、投資家は振興局に申請を提出する必要があります。</p> <p>2. 新法の規定は、新法の発効日以降に生じる既存投資の拡大や変更に対しても適用されます。</p>	
<p>D) 許可証 (ライセンス)</p> <p>1. ライセンスは、振興局の局長による決定で発行されます。</p> <p>2. 許可申請に対する決定は、申請後 30 日以内に下されます。決定には、振興局が定める情報、資料、必要条件が考慮されます。</p>	<p>1. これまでは商工省が許可証を発行していましたが、より効率的で迅速な手続きとなります。</p> <p>2. これまで一年以上かかっていた申請手続きが大幅に短縮されます。</p>
<p>E) 新法での優遇措置</p> <p>1. 投資家には、以下のすべて、あるいは一部の優遇措置が与えられます。</p> <p>a) 実際の投資開始日から 10 年以内の所得税あるいは他の租税の免除。</p> <p>b) 出資企業の拡張に対する同様の免税。ただし、出資企業に与えられた本来の免税期間を超えない。</p> <p>c) アラブ湾岸協力会議 (GCC) 加盟諸国に対する統一関税率の施行に関する 2003 年法第 10 号の規定を侵害せず、新法に基づく直接投資の目的として必要な下記品目の輸入に貸される関税のすべて、あるい</p>	<p>1. ほぼ同じですが、新法で規定されたいずれかの優遇措置が与えられてから 5 年以内の資産処分に対する制約には留意する必要があります。</p>

<p>は一部の免除。</p> <p>i) 機材、道具、機器、輸送手段および他のハイテク器機</p> <p>ii) 既述の機材などに必要なスペアパーツおよび整備必需品</p> <p>iii) 商品、原料、半製品、梱包材</p> <p>投資家は、上記品目に対する 5 年間の関税免除期間が終了する前に、販売、物々交換、譲渡など、それら品物のいかなる処分も許されません。また、投資家は、同期間中、事前承認を得ずに、それら品物を輸入した際の目的以外の目的で使用することは出来ません。</p> <p>d) 取締役会が決定する規則に則り、振興局の管理・監督の下、割り当てられた土地および建物を利用可能。</p> <p>e) 出資企業が雇用すべきクウェート人労働者の最低占有率に関し閣僚会議が決定する規則と取り締まりに従い、投資に必要な外国人労働者を雇用すること。</p> <p>※閣僚会議は、状況および業種に応じ、同条項には含まれない各種優遇措置を与える決定を下すこともあります。</p> <p>2. 投資家は、投資および二重課税の回避に関しクウェートが署名した国際条約の利益を受けることができます。</p> <p>3. 投資家が受ける特権は、2008 年法第 7 号および 2010 年法第 39 号が規定する会社および BOT 事業を含め、直接投資を目的とするすべての官民両セクター間のパートナーシップに対しても適用されます。</p>	
<p>F) 投資保護</p> <p>1. 新法に基づき認可を受けた出資企業または、その資産は、公共の利益を目的としない限り、没収あるいは押収されてはならず、同法に則り、没収時における事業の実質経</p>	<p>1. 新法では、旧法に比べ、いかなる賠償金も早急に支払われます。</p>

<p>済価値に相当する損害賠償がなされます。</p> <p>2. 損害賠償額は、没収前の経済状態に基づき算出されます。</p> <p>3. 没収あるいは押収の決定に応じて支払われなければなりません。</p>	<p>2. 算出基準に変更はありません。</p> <p>3. これまでは、賠償金の支払は「遅滞なく」という曖昧な表現でしたが、新法が発布されるまで、その意味について法廷で審議されたことはありません。</p>
<p>G) 利益の移転／譲渡</p> <p>1. 投資家は、海外投資家またはクウェート人投資家のために、権利の全部あるいは一部を認可を受けた出資企業に移転あるいは譲渡する権利を有します。</p> <p>2. 投資家は、出資企業の持ち株の売却から得た収入、資本、利益あるいは新法が定める賠償金を海外送金する権利を有します。</p> <p>3. 出資企業の被雇用者もまた、貯金や預金を海外送金する権利を有します。</p>	<p>いずれも大きな変更はありません。</p>
<p>H) 守秘義務</p> <p>1. 投資家には、投資に関連する技術情報や財務情報の守秘原則が適用され、クウェートの関連法および規則に則り、主導権が確保されます。</p>	<p>大きな変更はありません。</p>
<p>D) 罰則</p> <p>旧法に基づくこれまでの罰則に加え、新法では、投資家が新法の規定あるいは認可必要条件に違反した場合、書面での警告を通告する権利が取締役会に与えられます。最初の警告から1年以内に同じ投資家または出資企業に三度警告が言い渡された場合、より厳しい罰則が課されます。</p>	